

12月は福岡県悪質商法撲滅月間です

市長からのメッセージ

消費者を取り巻く環境は、日々大きく変化しております。特に本年度は、4月から成年年齢の引き下げにより、18歳から親の同意が無くても自分の意思で契約ができるようになりました。近年、社会経験の浅い若者をターゲットにした悪質商法が後を絶ちません。今後は、未成年者取消権の保護がなくなる18歳、19歳の方々にも被害が発生する可能性があります。

本市におきましては、若い世代を含む幅広い年代からの相談に対応するため、国・県との連携を一層強化し、相談体制の充実を図っているところです。また、消費生活相談員の専門知識習得や相談技術の向上に尽力するとともに、出前講座などの消費者啓発の強化にも、なお一層努めてまいります。

今後も、地域に根ざした活動を展開していただいている消費生活サポーターの皆さんと連携をとりながら、市民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、消費者行政の推進に全力で取り組んでいきます。

大野城市長 井本 宗司

あなたの身近にこんなトラブルありませんか



若者に多い相談事例（エステ契約・マルチ商法・投資・転売ビジネス）
アドバイス

◆その場で決めず、本当に必要な商品やサービスかよく考えてから契約する

◆「簡単に儲かる」「絶対に儲かる」などの勧誘は無視する

◆クレジット契約やローン契約を安易に勧める事業者には注意する

◆SNSで知り合った人を安易に信用しない

◆通信販売はクーリング・オフ制度対象外なので、購入条件や返品に関する利用規約を確認する

◆販売業者に連絡がつかず解約できない事例
アドバイス

◆連絡した証拠を残す

◆解約できる期間を過ぎてから販売業者に連絡がついた場合は、解約できる期間内に連絡した証拠を提示しながら、解約交渉を試みる

◆販売業者が指定した解約条件・解

約方法で解約しようとしたことを、後で証明できるようにしておく

悪質商法の被害に遭わないために

安い・無料・絶対儲かるなどの甘い言葉に惑わされず、それが本当に必要なものか、適正な価格なのかを考えたりに調べたりしましょう。

巧妙に作られた偽メールやサイトは真偽の見極めが非常に困難です。少しでも不審に思ったり、判断がつかなくなったりする場合は、一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう。



市消費生活センターの相談件数（令和3年度）

年代別	相談件数
20歳未満	6
20代	66
30代	90
40代	126
50代	184
60代	170
70歳以上	251
その他・不明	63
合計	956

市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午

午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階）

☎(580)1968

消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 午前10時～午後4時

☎188（局番なし）

問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897